

平成 25 年度第 2 回 八千代市子ども・子育て会議議事録

開催日時 平成 25 年 12 月 17 日（火）午前 9 時 30 分～正午

場 所 八千代市役所 旧館 5 階第 3 会議室

議 題 (1) 教育・保育提供区域の設定について
(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の実施について

出席者 委員 中山哲志委員（会長）、石田祥代委員（副会長）、櫻井陽子委員、
藤原由紀子委員、阿部三喜子委員、竹内孝江委員、奥村論己委員、
藤澤彩委員、丸山純委員、茂呂剛委員、神長美津子委員、
田中宏行委員、八木陽委員、吉垣信義委員

八千代市 坂巻子ども部長、花島子ども部次長

〈元気子ども課〉松井課長、須藤副主幹、葛原主査、深山主査、
河原主査、長谷川主事、佐伯主事

〈子育て支援課〉久保課長、佐藤副主幹、木村主任主事、
山形主任主事

〈子ども相談センター〉藤山副主幹

〈母子保健課〉石橋副主幹

〈すてっぷ 21 大和田〉岡田副主幹

〈村上北保育園〉鷹野主任保育士

〈児童発達支援センター〉大山主査

〈商工課〉木下主事

公開又は非公開の別 公開

傍聴者 3名

【議事録】

河原主査：それでは、お時間となりましたので、平成 25 年度第 2 回子ども・子育て会議を開催いたします。

委員の皆様にお伝えいたします。本日の会議は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」の規定により、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、予めご了承ください。なお、会議録にはご発言された委員の委員名と発言内容が記載されますことも、併せてお伝えさせていただきます。

なお、友森恵美子委員につきましては、本日、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、中山会長に議事の進行をお願いいたします。

中山会長：皆さん、おはようございます。条例の規定により、議長を務めさせていただきます。はじめに、ご覧いただきますとお分かりのとおり、前回と違いましてカメラが入っています。

本日の会議開催にあたりまして、株式会社地域新聞社及び八千代市広報広聴課より取材の申し入れがありました。両者に対しましては私の方から議事に入る前の時間に限り撮影を許可しましたので、ご了承をお願いします。時間は 3 分間です。両者におきましては傍聴人の撮影は厳禁となりますので、これを厳守で撮影をしていただきたいと思います。

<撮影>

中山会長：よろしいですか。時間となりましたので撮影を終了させていただきます。

では、これより確認をいたしますが、出席委員は 14 名でございます。八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項による定足数を満たしておりますので、これより、議事に入ります。

本日の議題は会議次第を見ていただきますと、(1) 教育・保育提供区域の設定について、(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の実施について、この 2 件です。いずれも 1 月に予定している内容に関連するものです。本日の会議は、内容的に非常に大事なものになっておりますので、議事進行をスムーズに進めるために、皆様のご協力をお願いします。

では、はじめに事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

<資料の確認>

中山会長：それでは議題1「教育・保育提供区域の設定について」事務局より説明をお願いします。

河原主査：議題1「教育・保育提供区域の設定」についてご説明させていただき、ご意見をお伺いしたいと思います。資料2-1「教育・保育提供区域の設定について」の2ページをご覧ください。「教育・保育提供区域」についてご説明させていただきますが、はじめに、子ども・子育て支援法の第61条によりますと、「市町村子ども・子育て支援事業計画」について定められております。

その中では、一つ目として、国が示す基本指針、前回の会議で資料として配布させていただきました基本指針の案がございましたが、それに即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとなっております。

二つ目として、事業計画を定めるにあたり、教育・保育提供区域ごとの、「各年度の特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に係る必要利用定員総数」、「教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期」などを定めることとなっております。

3ページをご覧ください。こちらは、子ども・子育て支援法第61条の条文になりますが、第2項第1号には、太字にしているところですが、「教育・保育提供区域」について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされています。

4ページをご覧ください。こちらは、教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期のイメージになります。教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するために、「教育・保育施設や地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。例えば、1年目3号認定を受けた方の量の見込みを200人とします。これに対して、教育・保育施設の受け入れ可能な数が80人、地域型保育事業の受け入れ可能な数が20人の場合、受け入れできない方、待機児童が100人となってしまいます。この100人の方について、2年目では、教育・保育施設の受け入れ可能数を150人に増やし、地域型保育事業については、30人に増やすことで、待機児童の数を20人とすることが出来ます。3年目では、教育・保育施設の定員を増やすことができないため、20人分を地域型保育事業の拡大により、待機児童を解消するといったような内容で、確保内容や実施時期など、確保方策を設定していきます。

5 ページをご覧ください。こちらは、地域子ども・子育て支援事業計画の提供体制の確保の内容及び実施時期のイメージになります。こちらにも、教育・保育提供区域ごとに、また、前回の会議でご説明させていただいた、子ども・子育て支援新制度において取り組んでいく 13 の事業ごとに「量の見込み」に対応するために、「事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。例えば、下の段の放課後児童健全育成事業、学童保育所を例にとってみますと、1 年目の量の見込みが 20 か所で 800 人とし、これに対して、学童保育所の受け入れ可能な数が 16 か所で 600 人の場合、受け入れできない方、待機児童が 4 か所 200 人となります。

この 200 人の方について、2 年目では、学童保育所を 2 か所創設し、受け入れ可能数を 100 人に増やすことで、待機児童の数を 100 人とすることができます。3 年目では、学童保育所をもう 2 か所創設し、待機児童を解消するといったような内容で、確保内容や実施時期など、確保方策を設定していきます。

6 ページをご覧ください。「市町村子ども・子育て支援事業計画」についての説明はここまでといたしまして、「教育・保育提供区域」というのは何かといいますと、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域であるということです。

国の基本指針の案によりますと、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域で、地域型保育事業の認可の際に使われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされております。

7 ページをご覧ください。八千代市において、たくさんの事業計画等がございますが、ここからは、八千代市の区域の設定に関する現状についてお話をさせていただきます。こちらは、現在、八千代市においての主な区域設定です。前回の会議で、調査票の案の説明をする際に、ご提案いたしましたコミュニティ 7 地域といわれている 7 圏域、小学生の通学区域である小学校区、中学生の通学区域である中学校区の 3 つです。これは、先程の国の基本指針の案で、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とされているため、この 3 つの区域について掲載しております。

8 ページをご覧ください。まず、小学校区についてですが、現在、市内には 22 の小学校があり、当然のことですが、22 の小学校区があります。右側の地図は、参考資料の 2-1「八千代市立小学校通学区域地図」になります。この小学校区については、教育委員会の諮問機関として、八千代市通学区域審議会というもの

がありまして、そちらで小中学校の通学区域の適正化を期しています。小学校の通学区域は特段の定めはなく、住居表示の変更等がある場合、例えば、地図の中央のやや下の色が濃い部分のように、新しく「村上南」という住所地に変更する場合や、右下にあります八千代台東小学校と八千代台東第二小学校が統合した際等に、審議会を開催し、通学区域の見直しがされています。なお、村上北小学校、村上小学校区の色が濃い部分は、平成20年3月25日以降にこの区域に住民登録された住所は、村上北小学校が通学区となっています。最近では、平成25年4月1日に、八千代台東小学校と八千代台東第二小学校が統合し、新しい八千代台東小学校となりました。新校舎ができるまでは、旧八千代台東第二小学校校舎を使用しています。

9ページをご覧ください。次に、中学校区についてですが、市内の公立中学校は11校ありまして、こちらも11の中学校区があります。右側の地図は、参考資料の2-2「八千代市立中学校通学区域地図」になります。小学校の通学区域同様に、八千代市通学区域審議会にて、通学区域の見直しを必要とする場合に検討を行っています。最近では、平成24年4月1日から、「吉橋」の一部地域で、睦中学校と高津中学校の通学区域が変わりました。

10ページをご覧ください。こちらは参考までに、学童保育所の一覧を掲載いたしました。市内には、22か所ございまして、通っている小学校により、学童保育所が振り分けられております。詳細につきましては、後ほどご覧ください。

11ページをご覧ください。こちらは、コミュニティ7地域といわれています7圏域です。右側の地図は、参考資料の2-3「コミュニティ7地域(7圏域)地図」になります。前回の会議で提示させていただいた、調査票の案の設問1の「お住まいの地域」がこれにあたります。保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域、いわゆる、日常生活圏域となっておりまして、生活や歴史的なつながり、自然環境などを考慮した地域生活圏であり、地域的な視点を必要とする施策を推進していくため、この7つの区域を基本として、様々な事業計画が策定されています。

12ページをご覧ください。こちらは、コミュニティ7地域ごとの、保育園や幼稚園などの分布図になります。右側の地図は、参考資料の2-4「保育園・幼稚園分布図」になります。各地域に所在する保育園、幼稚園等の設置状況を記載しております。こちらも後ほど、ご覧ください。

13ページをご覧ください。こちらは、小学校区と中学校区、コミュニティ7地域の関係性を表したものです。各地域に所在する小学校、中学校、学童保育所の設置状況を記載しております。こちらも後ほど、ご覧ください。

14ページをご覧ください。こちらは、コミュニティ7地域別の教育・保育施設等の設置状況をまとめたものになります。こちらをご覧くださいますと、睦地

域には、幼稚園が1園もないことがわかります。このため、教育の確保について、どう対応するのかを考えなければなりません。教育・保育の提供地域の設定を、小学校区や中学校区とした場合、幼稚園や保育園がない小学校区・中学校区において、教育・保育の確保についてどう対応するのか、学童保育所がない小学校区・中学校区において、どう対応するのか、地域子ども・子育て支援事業については、小学校区・中学校区ごとにすべての事業をあっせん可能に保つことは、現実的ではないのではないか、などの課題がたくさんあります。このため、教育・保育の提供区域の設定については、総合的に考えても、この「コミュニティ7地域」を教育・保育提供区域とすることが、現実的ではないかと考えております。

15 ページをご覧ください。教育・保育提供区域については、他の計画・事業等とも整合性がとりやすいコミュニティ7地域を基本とし、「量の見込み」及び「確保の方策」について、利用者の動線、地域の特性などを考慮し保護者の希望を十分踏まえながら設定を行い、これらの考え方を基本としながら、ニーズ調査の実施結果を踏まえ、計画策定を行っていきたいと思います。

16 ページをご覧ください。八千代市における教育・保育提供区域の設定についてのまとめになりますが、コミュニティ7地域を教育・保育提供区域の基本とした上で、各地域の中で需要分析を行っていくこととしたいと考えております。理由といたしまして、他の事業や計画などに共通して多く用いられており、最も一般的な区域単位であるということ。教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が今後の施設・事業整備量の指標となります。利用者の選択肢は居住区域の周辺のみならず交通事情による動線等も考慮しながら各区域を分析していく必要があるということ。また、先程ご提案させていただいたとおり、「コミュニティ7地域」を教育・保育提供区域とすることが、現実的ではないかと考えること等です。

委員の皆様は、教育・保育提供区域に関しまして、ご意見をお伺したいと思います。よろしくお願ひいたします。

中山会長：ありがとうございました。皆さん、改めて資料の2ページを開けてください。今の説明について確認をしますと、ここに出ております教育・保育提供区域を本日、この会議で確認をすることが、実際に教育・保育の量の見込みを今後決めていく上で、どこを基に調査するか確認になります。

かなり詳しく説明していただいたので、小学校区、中学校区、コミュニティ7地域の3つの中で、16ページに書かれている理由からコミュニティ区域である7地域を教育・保育提供区域の基本とするという提案でした。

それでは、委員の皆さんからご質問があれば、ご発言をお願いします。

藤澤委員：広域調整みたいなものはどうされるのですか。睦地域には幼稚園がゼロという

ことになります。現実として私立幼稚園は園バスを使っていますし、八千代市だけでなく、印西や船橋、千葉の辺りからも多くの私立幼稚園のバスが乗り入れています。1号認定の子どもたちの広域調整はどうされるのですか。

河原主査：広域調整につきましては、県の方で隣接した市の状況を確認しながら行くこととなっておりますので、それに即した形で行っていききたいと現時点では考えております。

藤澤委員：市内は。

河原主査：市内については、調査結果を基に今後どうしていくか考えていきたいと思います。

中山会長：今のご質問は非常に大事なものだと思えます。現実には広域で利用されている方がいて、そのことをどう把握するかというやり取りだと思えますが、よろしいですか。

藤澤委員：はい。

中山会長：他にご意見はございませんか。

<意見等求める者無し>

中山会長：それでは今のご質問以外にないということでしたら、提案された教育・保育提供区域につきましてはコミュニティ7地域を基にするということで確認をさせていただきます。どうもありがとうございました。

では続きまして議題2に移らせていただきます。子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の実施についてです。かなり、分量が多いものから、説明も大変だと思えますが、事務局よりお願いします。

須藤副主幹：議題2 子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）の実施について、本日、最終案にまとめさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

第1回目の子ども・子育て会議の後に、いただいたご意見を基に、資料2-2-1「子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）修正案（就学前児童）」、資料2-2-2「子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）修正案（就学児童）」を作成いたしました。また、委員の皆様のご意見について、修正案への対応を示すものが、資料2-2-3「子ども・子育て支援に関するアンケート調査票に対する意見と対応について（就学前児童）」、資料2-2-4「子ども・子育て支援に関するアンケート調査票に対する意見と対応について（就学児童）」となっております。

お手元に、第1回目で配布いたしました資料1-7-1「子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査票）就学前児童」と資料2-2-1「子ども・子育て支援

に関するアンケート（ニーズ調査）修正案（就学前児童）」、資料 2-2-3「子ども・子育て支援に関するアンケート調査票に対する意見と対応について（就学前児童）」をご用意ください。修正前と修正後のものを比較しながら説明をさせていただきたいと思います。

資料 2-2-3 の 1 ページにあります No.1 をご覧ください。「協力依頼文」につきまして、本調査の趣旨を市民によりわかりやすく説明すべきとのご意見をいただき、内閣府が提示しているイメージ案に基づき再考した内容に差し替えさせていただきました。

No.2 の「表紙」につきまして、前回の会議資料 1-7-1 では、1 ページにありました用語の定義、及び設問文中に記述されておりました事業の説明などを「別紙」として作成した方がよいとのご意見をいただき、用語の定義と事業に関する説明文等を記載した「別紙」を作成いたしました。

また、用語の定義に記載されている「幼児期の学校における教育」という意味がわかりづらいとのご意見をいただき、「幼児期における教育とは、幼稚園及び認定こども園の幼稚園における幼児教育」との説明文を追記いたしました。

用語の定義のうち、「認定こども園」の説明を詳細にとのご意見をいただき、認定こども園の説明を修正しました。

次に資料 1-7-1 の設問の前にありました「国必須」等の文字につきまして、調査票から削除すべきとのご意見をいただき、この表記は、会議において調査票案を検討していただくために便宜上付記したものであったため、今回の資料では削除いたしました。

No.3 の「タイトル記号」につきましてご意見をいただき、テーマタイトルのデザインを変更しました。

No.4 の「調査票全般」につきまして、重要な部分にはアンダーラインを付することとのご意見をいただき、「すべて」や「一つ」を選ぶような部分に、アンダーラインを付しました。

中山会長：ちょっとよろしいですか。説明を受けてから皆さんのご意見を伺おうと考えていましたが、分量が多いので、ここで皆さんと確認を取りたいと思います。

まず、「協力依頼文」については、ご指摘を受けて簡略にまとめたものが本日提示され、前回のものが対照できるように見ていただいています。国の考えに則ってまとめたものが前回の資料 1-7-1 の依頼文に対して、新しく提案されているものがこれです。

「表紙」については、用語の説明等は「別紙」を新たに作成したということ。

「タイトル記号」は、はっきり分かるようにしたということ。

「1つに○を付けなさい」というような所には、アンダーラインを付けたという説明でした。もう少し説明を受けて、また確認いたしますのでお願いします。

須藤副主幹：次に、No.5の問1につきまして、「お住まいの地区」の表記を「住んでいる地区」に変更とのご意見をいただき、回答する方が、なるべく読みやすくとのご意見と理解いたしました。アンケートにご協力いただいている状況を鑑み、市といたしましては、調査票全般になるべく丁寧な記述に努めたいと考え、原案のとおりとさせていただきます。

また、「勝田台北」につきましては、八千代市コミュニティ推進計画におけるコミュニティ区域では、「村上地域」となっておりますことから、原案のとおりとさせていただきます。

藤澤委員：計画策定までのイメージのイラストはなくなったのですか。

須藤副主幹：イラストにつきましては、別紙の方へ移しました。

藤澤委員：委員からの意見ですか。

須藤副主幹：はい。その部分につきましては後ほど、ご意見をいただきたいと思っております。

次に、No.7の問3につきまして、設問文の「お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は」の表記を簡単にするように、また、漢数字の表記が正しいとのご意見等を踏まえ、表記を修正しました。

No.8の問4につきまして、母と父が共同で答える場合は回答に迷うのではとのご意見をいただき、設問文のあとに注意書きを追加しました。

No.9の問5につきましては、内閣府から配偶者の状況に関するデータが求められることが考えられますことから、原案のとおりとさせていただきます。

中山会長：その辺で区切りましょう。委員の方が気になった所があったかと思っておりますので、問7の前までについて協議したいと思います。

先ほどご質問がありましたイラストが、別紙へ移動したこともありますので、委員の方々に見ていただいたご意見に対して、修正が必要かどうかの検討の結果が、本日提示されたものですので、十分に時間をかけた方がいい所と、ある程度納得できる所はスムーズに進めたいと考えております。

そこで今の2ページの問6まででご意見等がある方はお願いしたいと思います。

茂呂委員：緑が丘、はぐみの杜が7地域だと半分になってしまい、わかりづらいと思いますが、その点はどのように判断したらいいですか。

中山会長：今のご意見は事務局どうですか。

河原主査：7地域の区分がそのような形になりますので、原案のとおりと考えております。

茂呂委員：たまたま分かれてしまったのですか。

河原主査：そうです。他の計画でも同様になりますので。

茂呂委員：これだと、どれにあたるのですか。

河原主査：はぐみの杜は睦地区になります。はぐみの杜で馴染みがあると思いますが、実際の住所地は吉橋になりますので。

中山会長：他に問6まででありますでしょうか。

藤澤委員：イラストは冒頭にあった方がわかりやすいと思います。国の方も冒頭にありま
すし、別紙の最後だと見づらいので、できれば 1 ページ目にあった方がいいと
思います。

中山会長：今の意見はいかがですか。うなずいている方が多かったと思うのですが、アン
ケートに回答していただく方にわかりやすくというのが大事ですから、今のご
意見のとおりであれば、別紙にもあり、重複するのだけれど、1 ページ目に載せ
るといことでまとめていいですか。

他にどうでしょうか。もしなければ、続けて事務局より説明をお願いします。

須藤副主幹：No.12 の問 7-1 につきまして、設問文の子育ての括弧内の「教育」に続けて「健
康」を追加とのご意見をいただきましたが、子育てには、「健康」ということも
含まれていると考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。
回答の選択肢につきましては、各々のニーズを把握するため、原案のとおりと
させていただいた選択肢もございますが、複数のご意見を踏まえ、選択肢を追
加しました。

No.13 の問 7-2 につきまして、すでに実施されている内容なので設問の削除をと
のご意見をいただきましたが、実施されている事業等が含まれておりますが、
サポートのニーズを把握するため、原案のとおりとさせていただきます。

No.14 の問 8 につきまして、母親が回答者の場合、次の設問がわかりづらいと
の複数のご意見をいただき、母親・父親ともに次の設問について示すよう修正
いたしました。

No.20 の問 11 につきまして、問 25 の設問内容が重複しているため、設問を削
除とのご意見をいただきましたが、問 25 以降の設問は、育児休業に係る内容と
なっており、問 11 は、出産による離職に係る設問となっているため、原案のと
おりとさせていただきます。

設問文の「母親」の表記を、「お母さん」に変更とのご意見をいただきましたが、
調査票全体の整合を図るため、原案のとおりとさせていただきます。

本設問の質問対象を母子家庭に限定しないようにとのご意見をいただきました
が、この設問は、「出産による離職」について伺っていることから父子家庭が該
当しないことを付記しており、母子家庭に限定した設問ではないことをご理解
いただき、原案のとおりとさせていただきます。

No.21 の問 11-1 につきまして、回答の選択肢に保育料に関する内容の追加をと
のご意見をいただきましたが、この設問は、就労状況に関連した離職の理由を
把握する設問であるため、原案のとおりとさせていただきます。

中山会長：問 7 から問 11 までで、ご意見があったものについて事務局の見解の説明をし
てもらいましたが、何かご意見等がありましたらお願いします。

石田副会長：できれば、質問が飛ぶところを強調するような形にしたいと思います。

中山会長：工夫は必要ですね。他にありますか。

問 7 から問 11 について、よろしければ問 12 以降の説明をしてもらいますが、よろしいですか。それでは事務局よりお願いします。

須藤副主幹：No.23 の問 12-1 につきまして、認定こども園の説明の変更をとのご意見をいただき、別紙の用語の定義や事業の内容に反映しました。また、幼稚園におけるプレ保育や保育園の一時預かり保育はどこに入るのかというご意見をいただきましたが、この設問は平日の定期的な教育・保育事業について把握するものであるため、幼稚園におけるプレ保育や保育園の一時預かり保育の利用等につきましては、問 14-2 の選択肢といたしました。

次に回答の選択肢について、現在、八千代市では実施されていない事業については削除とのご意見をいただきましたが、近隣市等で事業を利用しているケースも把握する必要があると考え、原案のとおりとさせていただきます。

No.24 の問 12-2 につきまして、設問文における平日の表記について月曜から金曜までと具体的に書いたほうがわかりやすいとのご意見をいただき、設問文に追記いたしました。

No.25 の問 12-3 につきまして、選択肢の「2. 親戚の人」の下線をとるとのご指摘をいただき、修正しました。

また、選択肢の「4. 預けたいが、教育・保育の事業に空きがない」に「定員がいっぱいで入ることができなかった」を追加とのご意見をいただき、括弧書きで追記いたしました。

No.26 の問 12-4 につきまして、実施場所は両方利用している人もいるとのご意見をいただき、設問文に「主に」を追記いたしました。

No.27 の問 12-5 につきまして、理由の選択肢に「子育てをしている方が下の子の子育てをしている」を追加とのご意見をいただきましたが、回答の選択肢において 2～6 は、保育に欠ける要件でありますことから、「7. その他」の自由記述で記載していただけるよう整理しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

No.28 の問 13 につきましては、選択肢の「5. 小規模な保育施設」の基準等がないことから実態がわからず選択するのは難しいとのご意見をいただきました。基準等につきましては、新制度において今後市町村が基準を定めることとなっているため、現在のところ未定となりますことをご理解ください。なお、別紙には、同事業は 27 年度スタートであることを記載しております。

また、回答の選択肢につきまして、選択肢の「2. 幼稚園の預かり保育」に認定こども園幼稚園の追加とのご意見をいただき、括弧書きで追加しました。なお、本設問が定期的な利用希望に関することであるため、定期的な利用等の説明につきましては他の選択肢との統一を図り、原案のとおりとさせていただきます。

選択肢の「4. 認定こども園」の保育施設を保育園に修正とのご意見をいただき、別紙にて修正いたしました。同選択肢に子育て支援を追加とのご意見をいただきましたが、他の選択肢との整合を図るため、原案のとおりとさせていただきます。

また、選択肢の「6. 家庭的保育」、及び「10. 居宅訪問型保育」の保育者の資格につきましては、別紙に保育者の資格について補足いたしました。

次に設問の意図がわかりづらい、問 12-1、問 12-2、問 13 について、現在の使用状況と希望する使用時間としたらどうかとのご意見をいただきましたが、問 12-1 は、現在の利用している事業、問 12-2 は、現在の利用時間、利用希望の 1 週当たり・1 日当たりの時間、問 13 は、今後の利用を希望する事業と利用希望時間と各々のニーズを把握する必要があるため、原案のとおりさせていただきます。

No.30 の問 13-2 についてですが、問 13 の各事業の利用したい場所の特定が必要とのご意見をいただき、設問を追加いたしました。

以上までで、ご意見をいただきたいと思います。

中山会長：問 12、問 13 について説明がありましたけれど、専門的な馴染みのない言葉もあって、アンケートの回答者は混乱することも予想されます。何かご意見があればお願いいたします。

櫻井委員：定期的な預かりという定義についてですが、幼稚園に通わせている保護者の方で、パートをしていて、幼稚園で定期的に週 2、3 日利用している、若しくは、月極めでいくらになりますという制度があります。そういった方は、一時預かりを利用しているという理解でよろしいですか。

中山会長：いかがでしょうか。

須藤副主幹：問 12-1 につきましては、幼稚園の預かり保育を選んでもらうことになります。

中山会長：今のご意見は、いろんな場合がある時、回答を迷ってしまうということですね。

迷わないようにする工夫は例があった方が良いでしょう。おおよそ預かり保育で理解できるということで良いのでしょうか。

藤澤委員：これはすごくわかりづらいと思います。括弧書きで幼稚園の預かり保育は月極め、あるいは週 3 日等を加えた方が私は良いと思います。月単位で定期的に利用する幼稚園の通常保育というのを入れないとわかりづらいと思います。例えば、2 歳児のプレクラスにもいろいろあります。幼稚園の通常利用、認可保育園の通常利用、一時預かりも月単位で 15 日までなら預かれるという契約もあります。

それと、4 番の認定こども園ですが、独立した園ではなくて民間幼稚園であり、民間保育園でもあるので、そこに来ている園児は、保育園児か幼稚園児かどちらかになります。認定こども園は幼稚園児、保育園児含むと書かないと○を付

けづらいと思います。うちの保護者たちは幼稚園か保育園に来ていると思っています。他の園についても幼稚園、保育園はそれぞれ独立していて、全体で認定こども園となっている。両方含みますということが、わかるようにした方が良いのではないのでしょうか。定義は定義でここにあるのですが、両方含む、通常保育あるいは定期預かり保育など、括弧書きがあった方が良いと思います。

中山会長：基本的に用語というか、新しく制度的に変わってきている部分、認定こども園についてのご説明がありました。利用している保護者がそれをわかっているのが問題ですね。そうすると今回わかりやすく別紙を用意し、この中に説明を書き加えた上で、更に今のような補足等を付け加えた方が良いということですね。

藤澤委員：定期利用という質問なので、幼稚園の定期利用は何なのかを幼稚園の所に入れておかないと、幼稚園の幼児教育の通常保育、幼稚園の預かり保育の中でもいろんな形態があって、月極めの場合や、月極めをやっていない所は時間預かりだけで定期的に利用しているケースもあって、ここで言っている預かり保育というのは定期利用だけです。預かり保育については書いてあるけれど、ぜんぜん知らない保護者からは、預かり保育と一時預かりの区別さえわからないと思います。預かり保育はあくまで在園児を対象としているし、一時預かり保育というのは在園児以外の乳幼児としているという区分けもあります。保護者の方は言葉も反応しやすいので、ここには括弧書きで入れておいた方がよろしいのではないのでしょうか。後の方で一時的な預かりというのも出てきますし、わかりやすくした方がよろしいのではないのでしょうか。例も確かにいいと思います。

中山会長：他の委員の方、今のご意見に対してどうですか。

整理すると、新しく考えられたものは、回答の所がすっきりしていますよね。ところが、回答する側が混乱する恐れもあるということから、括弧書きの部分を基本的に残す形で示していったらどうか。さらに具体的に示す必要があるかもしれないというご意見だと思います。どこまで書けるかという問題もありますが、間違いがないような回答を求めるとすると補足説明を加える。その内容については検討をしなければなりません。

茂呂委員：確認ですけれども、認定こども園に入っている保護者の方というのは、幼稚園に入っている、保育園に入っているという感覚なのですか。

藤澤委員：そういう方も居ると思います。認定こども園はあくまで機能認定なので。

茂呂委員：そうでしたら、この所はわかりづらいですね。

丸山委員：保育でしたり、教育でしたり、この先の量を見ていくときに問13は非常に大事な設問になってくると思いますので、もう少し丁寧にした方がいいと思います。定期的の定義までいってしまうとどうかと思いますが、幼稚園の一時預かりと

いうものが、実際どういうものかわからないと思いますし、ここは丁寧に聞いた方が良いのではないのでしょうか。

阿部委員：この前のものと今回のものを見比べてみると、やはりすっきりとしていると思ったのですが、今のお話を聞いてそうだなと思いました。一時預かりと預かり保育の違いは、自分の子どもの頃はなかったなと思ったのですが、全部戻してしまうと、わかりづらいと思いますので、例えば 6 番なんかは書かなくてもわかると思います。混乱しそうなものだけ括弧書きで入れる。なくてもわかるものは別紙にもあるので良いのではないのでしょうか。

石田副会長：私も今の意見に賛成なのですが、問 12-1 に関して言うと 2 の幼稚園の預かり保育に括弧書きをすると、非常にわかりづらいので、逆に幼稚園の所に月曜から金曜の何時間以上というような括弧書きをして、2 の所には 1、2 回という括弧書きをしたいという提案です。

認定こども園に関しては、八千代市は 3 園ということで、園名を書けば良いのかなと思うのですが。

須藤副主幹：問 12-1 の選択肢の認定こども園につきましては、八千代市では幼保連携型 3 園になるのですけれども、園との自由契約になりますので、他の市町村では幼稚園型ですとか、保育園型等の他のタイプがあります。必ずしも八千代市だけという想定ではないため、このような形で記載しています。

石田副会長：八千代市以外で入れている方も同じ状況でわからないですかね。市内以外で認定こども園に入れている保護者の方は、きちっと調べていると思います。自分の子が認定こども園に入っていることを理解しているのではないのでしょうか。八千代市の場合と入れておけば、その他の方はわかるのかなと思いました。もしかしたら認定こども園については用語の定義とかはしっかり書いておいた方が良いのかなと思いました。

須藤副主幹：用語の定義については別紙の方では市内では幼保連携型 3 か所ということで説明させていただいております。

石田副会長：そうしますと別紙を見た方が良いのであれば、別紙のどこを見た方がいいのか示す方が良いのかもしれないですね。

須藤副主幹：別紙参照というような形で付け加えさせていただきたいと思います。

中山会長：少し整理したいと思うのですが、基本的に別紙を用意したことによって一般の方が詳しく見ることはできるのですけれども、一方、別紙を参照といっても十分見ないで回答する。どう回答して良いかわからないという場合も起こりうる。今、議論しているところは、前に戻すのではなく、括弧書きでいろんな補足をするという形で進めたらどうかと考えたのですが、その内容については今、委員の方々からご意見をいただいた部分は事務局にらせていただいて、私も加わる中で、混乱がないよう行っていくということでいかがでしょうか。特に幼稚

園、預かり保育、認定こども園等だと思うのですが、この辺りについて、括弧を付けて、一般の方がわかりやすいように行っていくということでもよろしいでしょうか。他にそれ以外にあれば、ご意見いただきたいのですが。

よろしいですか。では問 14 以降お願いします。

須藤副主幹：No31 の問 14 につきまして、この設問が、子どもの成長に合わせて利用頻度が異なるので答えづらい。また、利用回数は各施設で延べ利用者人数を確認している等のご意見をいただき、利用回数は、施設の統計資料などから把握することができるため、削除いたしました。なお、内閣府から地域子育て支援拠点事業についてのデータが求められると考えられるため、設問を個別に設けることとし、問 14 と問 14-2 に分けて設定しました。そのため、選択肢の番号が変更となっております。

次に設問文の子育て支援拠点事業等の「拠点」を削除とのご意見につきましては、設問を分けたことから問 14-2 の設問文において「拠点」の表記を削除いたしました。

回答の選択肢につきましては、複数のご意見をいただき、選択肢の「3. 保育園の一時預かり」に幼稚園や認定こども園の一時預かりを追加とのご意見をいただき、選択肢に「4. 幼稚園の一時預かり」、「5. 認定こども園の一時預かり」を設けました。

選択肢の「6. 幼稚園・保育園の地域開放」に認定こども園を追加、選択肢の「7. 幼稚園の預かり保育」に認定こども園を追加、選択肢の「10.新川わくわくプレーパーク」の「未就学児童は保護者同伴」を文末に追記しました。

選択肢に幼稚園や認定こども園の 2 歳児教室（プレクラス）の追加とのご意見をいただき、選択肢の「11. 幼稚園や認定こども園の 2 歳児教室（プレクラス）」を設けました。

次に地域の子育て支援事業等や一時預かりの説明について、別紙を見ながら回答を作成できるようにとのご意見をいただき、別紙を作成いたしました。

次に問 14 の設問文につきまして、「これまでに」をとるなどのご意見をいただきましたが、設問を 2 つに分けたことから、削除しました。

No33 の問 14-1 につきまして、地域子育て支援拠点事業について、土曜開所に関する設問がニーズ把握につながるのか、設問が多いので削除など複数のご意見をいただきましたが、経年変化を見る設問とさせていただいておりますことから、原案のとおりとさせていただきます。

No32 につきまして、アンケートの中間あたりに、やっちのイラストに応援フレーズ等を入れたらどうかとのご意見をいただき、イラストを変更いたしました。

No.34 の問 15 につきましては、問 14-3 といたしました。

設問文について、「すてっぷ 21」「地域子育て支援センター」等の地域子育て支

援拠点事業等について今後利用したいなどの整理が必要とのご意見をいただきましたが、問 14 が地域子育て支援拠点事業の内容に特定されましたことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.35 の問 15 につきまして、子育てに関する情報提供や相談・支援に関する設問について追加とのご意見をいただき、設問を新たに追加しました。

No.36 の問 16 につきまして、※の補足説明文中に認定こども園を追加とのご意見をいただき、追加しました。

回答の選択肢に「利用している」を追加とのご意見をいただきましたが、この設問は、今後の利用希望の把握のためのものとなりますことから、原案のとおりとさせていただきます。

次に利用に関する回答の選択肢で 2・3 を選んだ方の利用時間帯の記載方法について複数の委員からご意見をいただき、この選択肢においては、利用時間帯を含めた希望を記載いただきたいことから制限を設けておりません。

次に延長保育の希望時間も聞いたほうがよいのではとのご意見をいただきましたが、延長保育の利用希望時間は問 12-2 で把握することから、原案のとおりといたしました。

No.37 の問 17 につきましては、内閣府に確認をとりましたところ、幼稚園の長時間保育のニーズを正確に把握するうえで、認定こども園幼稚園機能部分や認定こども園の保育園機能部分の混在を防ぐには、文章での説明に限界があることから、幼稚園との表記としているとの説明を受け、原案のとおりとさせていただきます。ここまでで、ご意見がありましたら、お願いいたします。

中山会長：問 14 から問 17 までで、何かありましたらお願いいたします。

藤澤委員：資料 2-2-1 の問 14-2 で一時預かりが、保育園、幼稚園、認定こども園と分けているのですが、一時預かりのニーズの把握なので一緒に良いのかなと思うのですが。

中山会長：いかがでしょうか。

須藤副主幹：保育園、幼稚園、認定こども園と一時預かりの形態が、少しずつ違っているので、それぞれのニーズを把握したいと考えています。今後、利用したいという部分がどの機能なのかも含めまして、3 つに分けております。

藤澤委員：利用形態が違うとはどういうことですか。

須藤副主幹：保育園の一時預かり事業と、幼稚園の方は在園児の兄弟であったり、会員制であったりですとか、いろいろな形がありますので、それぞれの状況が違っていると考え、このような記載とさせていただきます。

中山会長：よろしいでしょうか。それでは、次へ進みたいと思います。

須藤副主幹：No.39 の問 18 からになりますが、設問文中のページ数について訂正とのご意見をいただき、修正しました。

No.40 の問 18-1 につきまして、保護者が働いていることが前提のようになっているように見える等のご意見をいただきましたが、本設問は、保護者の就労状況で対象が変わるものではなく、就労していない保護者の方については、選択肢の「6. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」または、選択肢の「10. その他」自由記述により回答を得られると考えております。

次に選択肢に「父母が職場などへ連れて行った」との選択肢を追加とのご意見をいただき、選択肢の「3. 父親が職場・仕事場へ連れて行った」、「4. 母親が職場・仕事場へ連れて行った」として追加いたしました。

No.41 の問 18-2 につきまして、病児・病後児のための保育施設等を利用したい日数には、病状により変わることから記入が無理なのではとのご意見をいただきましたが、本設問ではこの1年間に行った対応となっており、1年間の延べ対応日数のうち、利用しなかった日数をご記入いただくようになっておりますことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.42 の問 18-3 につきまして、他の施設（幼稚園・保育園など）に併設した施設とはどのような施設なのか、普段通わせている幼稚園とはちがう園に併設した施設なのかとのご意見をいただき、「幼稚園・保育園等に併設した施設」に修正しました。

次に「3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」とは具体的な記載がないため、選択肢に含めるのは無理があるのご意見をいただきましたが、具体的な例として、ファミリー・サポート・センター事業等を例示しており、原案のとおりとさせていただきます。

No.43 の問 19 につきまして、設問が多いので削除とのご意見をいただきましたが、経年変化を見る設問とさせていただきますことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.44 につきまして、夜間の子どもの急な体調の変化について設問を追加とのご意見をいただきましたが、小児医療をはじめ、要保護児童、生涯学習、防災など様々な内容をニーズ調査の中にすべて網羅することは難しいと思われま。これらの内容につきましては19ページの自由記述欄においてご意見をいただきたいと思いますと考えております。

中山会長：ここで区切りましてご意見をいただきましょう。

問 18、問 19 についてどうでしょうか。

藤原委員：問 18-1 についてですが、保護者の就労が前提になっている印象になるのですが、私も同じように感じていました。私は専業主婦で、上から見ていくと、就労している人だけの設問かなと思ってしまい、この設問を飛ばしてしまう方もいるのではないかと思います。6番を1番に持っていければ、間違いも少ないと思います。

中山会長：これは国の回答がこの順番になっているのですよね。

須藤副主幹：はい。仕事を休んで対応をしたという方を問 18-2 に導いていく設問になりますので、1、2 番はまとめた所です。6 番については、何かしらの方法で印象付けるようにしたいと思います。

藤澤委員：3、4 も問 18-2 へ行くべき選択肢ではないのですか。病気の子を連れて行くわけですから。

須藤副主幹：「仕事を休まなければならなかった」と、「お子さんを連れて仕事をとりあえず続けた」とは、分けないとならないということですので、仕事を休んで対応しているかどうか問 18-2 に進んでもらう。そこは国の方のニーズ把握のために分けた形になります。

藤澤委員：3、4 は付け加えた項目ですよね。

須藤副主幹：「休んだ」と「連れて行った」は、確認を取った所、仕事を続けたと、就労をしていないとでデータを集めたいと考えています。

藤澤委員：病児・病後児保育の量には入れないということですか。

須藤副主幹：はい。病児・病後児保育は仕事で病気の子どもを看護できない又は保護者が子どもの病気に対応できない方に限りますので、父または母が休んだ場合は、病児・病後児保育を利用する一番の要件となりますので、分けたものになります。

中山会長：よろしいですか。意見が分かれる所かもしれませんが、作成意図が事務局から説明がありました。ご意見をいただいた点は回答の中ではなく、設問の中で工夫をするということで理解していますので、回答者にわかりやすくすることが課題になっていますけれど、よろしければ問 18 はこれで、この後に進めていきたいと思います。

松井課長：就労していない方が、わかりづらく飛ばしてしまうというご意見ですが、基本的には休んだということは非常に重要な所で、その項目は移せないという所で問 18-2 に飛んでいただいたり、問 19 に飛んでいただいたりという都合があります。3 番の所については 6 番の「父親または母親の就労していない方が子どもをみた」を上を持ってくるという整理で、まとめさせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

藤澤委員：国の方の調査票には、もう 1 つ質問があり、できたら休んで見たいというものが付け加えられています。病児・病後児保育の方につながらなくていいのですけれど、今でなくて良いので先生とご相談して、後で検討していただけたらと思います。

中山会長：ありがとうございます。現実を踏まえた選択肢があるということを考えていきたいです。こちらに預けていただくということで、そのように進めさせていただきます。

石田副会長：先ほどの意見と同じになってしまいますが、3番と4番ですが、本当は休みたかったが休めない、預かってもらえる所がなかったということで、病児・病後児保育が使いづらかったというか、使えなかったという意見を身近で聞くので、そういうことがベースとして出てくるような設問も必要なのかなという気がしました。国の調査票に基づいて作成されているので、そちらの方でということなら良いのかなという気がしますが、例えば、問20-1に一時預かり保育を利用して困ったことという項目があると思いますが、同じような形で、病児・病後児保育を利用したかったができなかった、利用しづらかったとしたらどうでしょうか。

藤澤委員：国の方の調査票には書いてあります。利用したいと思わない理由や、いずれかが本当だったら休んで見たかったということが。この辺りが入りませんか。

須藤副主幹：調整させていただきます。

中山会長：各委員の発言は非常に重要なものですので、反映させるという前提で進めていきます。では、続けていきます。

須藤副主幹：No.45の問20につきまして、設問文に不定期に利用している事業の文言の不定期のあとに一時を括弧書きで追加とのご意見をいただきましたが、設問文での定期的なという文言の対比語として不定期という文言が使われており、回答の選択肢内にも一時預かり等、一時的な内容も含まれていることから、原案のとおりとさせていただきます。

次に八千代市で未実施の事業は削除とのご意見をいただき、八千代市では未実施の「4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ」は、他市での利用も困難なことから削除いたしました。

次に回答の選択肢の「2. 幼稚園の預かり保育」に認定こども園幼稚園の預かり保育のうち不定期（一時）に利用（月極め等の定期利用は除く）を追加とのご意見をいただき、認定こども園を追加いたしました。

No.46の問20-1につきまして、一時預かりの改善点に関する設問をとのご意見を踏まえ、一時預かりの改善に関する設問を追加しました。

No.47の問21につきまして、設問文の年間何日くらいの事業の前に一時預かりとの文言を追加とのご意見をいただきましたが、この設問は、問20に関連する設問であることから他の選択肢との整合を考え、原案のとおりとさせていただきます。

No.48の問21-1につきまして、利用したい事業形態のニーズを把握する必要があるのではとのご意見をいただき、設問を追加しました。

No.49の問22につきまして、八千代市で未実施の事業について削除とのご意見をいただき、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」につきましては、他市での利用も困難なことから削除いたしました。

次に回答の選択肢ウ・エについて「仕方なく」との表記を削除したほうがよいとのご意見をいただきましたが、この「仕方なく」という表記は心情を汲む適切な表現と考えますことから、原案のとおりとさせていただきます。

No.50 の問 22-1 につきまして、未実施事業を選んでも今後にかされるのかとのご意見をいただきましたが、今後の施策を検討するために必要な設問となりますので、原案のとおりとさせていただきます。

中山会長：問 20 から問 22 まで説明がありました。何かありますでしょうか。

<発言を求める者無し>

中山会長：無いようですので、続けて問 23 以降をお願いします。

須藤副主幹：No.51 の問 23 につきまして、設問文の「小学校低学年のうちは」との文言を「小学校低学年の時に」変更とのご意見をいただきましたが、問 23、問 24 の設問の流れから適切な表現と考えますことから、原案のとおりとさせていただきます。

次に回答の選択肢にある事業の説明が必要との複数のご意見をいただき、別紙に説明を追加しました。

また、回答の選択肢「6. 学童保育所」に「市の」を追加、「7. 認可外保育施設及び私立幼稚園が実施している学童保育」に認定こども園を追加しました。

No.52 の問 24 につきまして、※の補足文章中にある「イメージ」という文言は文中では捉えにくいとのご意見をいただきましたが、原案のとおりとさせていただきます。

次に回答の選択肢にある事業の説明が必要との複数のご意見をいただき、別紙に説明を追加しました。

No.53 の問 25 は、新たな設問になります。学童保育所、認可外保育施設、私立幼稚園、認定こども園が実施している学童保育についての意向を聞く必要があるとのご指摘を受け、追加いたしました。

No.54 の問 26 につきましても、長期休暇期間中の学童保育の利用希望を聞く必要があるのではないかとのご指摘を受け、追加いたしました。

中山会長：ここまでで何かありますでしょうか。

櫻井委員：問 24 の 4 番にも出てくる「放課後子ども教室」というものが、私は小学生の子どもがいますが、何なのか連想できないのですが。

須藤副主幹：別紙の方にございますが、放課後子ども教室は地域のご協力を得て、放課後や週末に小学校で学習、スポーツ、文化芸術活動などを体験する取組みであり、保護者の就労の有無に関わらず全ての小学生が利用できる事業になります。

櫻井委員：それはいわゆるサークルと呼ばれているようなものになるのですか。

須藤副主幹：サークルというものではなく、学校の教室をお借りして、地域のボランティアやスタッフと一緒に、全ての小学生が利用できるような事業です。

櫻井委員：子どもが通っていますが、実際、5時ですとか、7時ですとか学校によって使える時間が遅い時間だと思いたいますが、いかがでしょうか。

須藤副主幹：こちらは村上北小学校と八千代台西小学校でモデル的に実施している事業で、授業終了後から概ね5時まで実施している学童とは違う形の事業を展開させていただいています。

櫻井委員：そうすると混乱すると思うのですが、学校の空き教室を利用して、夕方の5時ないし6時からスタートして、例えば空手や新体操、バスケット、サッカー等が、どうゆう名称で公に呼ばれているかわからないのですが、教室ですとか、チーム名称が付いて活動していると思うのですが、そういうものではないのですね。

須藤副主幹：学校外活動と呼ばれるものになると思うのですが。

櫻井委員：学校外活動というのですね。今、私が言ったものは。

須藤副主幹：はい。放課後子ども教室は授業終了後から概ね5時まで、学校の中で過ごすものになります。

櫻井委員：そうしますと、先ほどのご説明ですと、それに該当する保護者の方は2つの小学校の保護者のみになるという理解でよろしいですか。

須藤副主幹：現状ではそういうことになりますが、利用希望も聞きたいと考えております。

櫻井委員：そうであるならば、時間帯を書いておかないと、さっき私が言った夕方の5時からの教室と混同してしまうと思うのですが、いかがでしょうか。

須藤副主幹：授業終了後から5時までとあった方が良いということですね。ありがとうございます。

藤澤委員：こちらのものには、放課後子ども教室の説明が2つあるのですが、新川わくわくプレーパークも説明していて、これも放課後子ども教室に含まれる訳ですよ。未就学児の保護者の方が回答するので、もう少し具体例を出して、放課後子ども教室があつて、新川わくわくプレーパークも入るし、実際にやっている2校での取組みなどを書かれた方が良いと思います。

中山会長：今、ご指摘の点はできますよね。現在、八千代市では云々と書いて、混乱を招かないように別紙の所にでも書けますよね。

須藤副主幹：はい。別紙に場所ですとか時間を丁寧な形で書きます。

中山会長：ご意見ありがとうございます。

吉垣委員：この放課後子ども教室は八千代では2校。その他の20校は制度ができてない。一つの差別となるのではないのでしょうか。モデル校2校のみで、大多数の学校は行われていないというのは、どうなのでしょう。

須藤副主幹：説明が不足して失礼いたしました。小学校の空き教室等を利用してというこ

とで、計画としては少しずつ増やしていくと考えております。教育委員会と空き教室の状況等を含めて検討している状況ですので、徐々にですが増やしていきたいと考えております。

中山会長：委員のご意見のようなことも含めて、今後、子どもたちの放課後のあり方が改善するということは、国の目的にもなっていますので、今のご意見は今後いかされるような調査になればと思います。

他によろしいですか。よろしければ今いただいたご意見、補足説明をすること、行政に対して要望をお持ちの方が多いのではないかというご意見は大事に記録したいと思います。

石田副会長：問 23、問 24 の市以外の学童保育ですが、この調査というのは何年後かにもするのですか。

須藤副主幹：はい。5 年を一期とした計画を作ってまいりますので。

石田副会長：気になったのが、都市部で民間が学童保育を展開していて、すごく人気があると聞いています。千葉の方にもどんどん出てくるのかなと思ひまして、この中に入れておく必要があるか、どうかはわかりませんが、9 のその他に入れても良いのかもしれませんが。

藤澤委員：選択肢の 6 に含むつもりなのではないですか。

須藤副主幹：私立幼稚園、及び認定こども園が実施する学童保育で網羅できると考えています。

石田副会長：インターナショナルスクールですとか、学研ですとかの有料の学童保育のことですけれど、それも 6 に含むのか。会社とか、企業ですとか。どのような場所で過ごさせたいかということなので、5 年後を想定した時に一般的になっている状況なのかなという気がしたものです。

中山会長：マスコミ等で報道されていることで、保護者の方もご存知の方も多いかもありませんね。6 番の中で書き加えられるように工夫をすることで、上手く吸収できるかなと思います。

櫻井委員：問 23 の 8 番ですが、児童会館、八千代市に児童会館というものが、どれにあたるのかが想像できないので教えてもらいたいということと、放課後の過ごし方ということで公民館が入っていますが、私が知る限りの現状では、公民館を開放していて、放課後に遊びにいける状況を見聞きしたことがないので、教えていただきたいです。

須藤副主幹：児童会館につきましては、現在、村上と米本と高津の方にございまして、児童館とは別に、地方の裁量で造っている児童会館があります。利用については管理人がいて、放課後子ども教室のように遊びを提供する訳ではありませんが、その空間をお子さんが使って過ごすというようなものになります。公民館につきましては、子どもだけで自由に使うという状況はありませんが、

保護者の方とサークルとかで使うというような、定期的に使うという状況があると聞いておりますので、公的な施設ということで記載しています。

櫻井委員：今のお話ですと、公民館は習い事に近いサークルで利用していると思います。公園や児童会館は自由に子どもたちで約束をして遊びに行くようなイメージでよろしいのですか。

須藤副主幹：はい。習い事ということで大人の方と利用している状況ではございます。

櫻井委員：細かいですけど、親として、放課後を過ごしている子どもを見ていると、公民館がここにあるのは違和感があるのですが、どうでしょうか。

須藤副主幹：調整させていただきます。

中山会長：今のご意見も調整ということで、検討することとします。

他にはよろしいですか。

<発言を求める者無し>

中山会長：では、残りは最後まで説明してください。

須藤副主幹：No.55 の問 27 は、資料 1-7-1 の問 25 になりますが、2 つの設問を増やしましたことから問 27 となっております。育児休業の内容に即した設問の整理が必要とのご意見をいただき、国のイメージを参考にしながら、回答の選択肢を再考した結果、問 27 から問 27-8 まで設問及び回答を修正いたしました。

No.64 の問 28 については設問が増えたため、番号が変わったのみになりますので、修正はございません。就学前児童用調査票の修正案に関しましては、以上となります。

中山会長：今、皆さんに見ていただき、出された意見に対する事務局からの修正案について、説明をしていただきました。就学前に関して、検討事項はありますが本日確認はできたのではないかと思います。

もう一つありまして、就学児童用の調査票ですが、こちらは重複する部分もありますが、説明をお願いします。

須藤副主幹：お手元に一回目の資料 1-7-2 「八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）案（就学児童）」、本日配付いたしました資料 2-2-2 「八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）修正案（就学児童）」、資料 2-2-4 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査票に対する意見と対応について（就学児童）」、別紙「就学児童」をご用意ください。

就学児童用の調査票につきましては、協力依頼文、用語の説明、タイトルの変更、問 1 から問 7 までの変更につきましては、就学前児童用と同じになりますので割愛させていただきます。

では、資料 2-2-4 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査票に対する意見

と対応について（就学児童）」の3ページをご覧ください。

No.12 の問 7-1 につきまして、回答の選択肢について、たくさんのご意見をいただき、就学前児童の選択肢との違いを考慮し、修正いたしました。

No.13 の問 7-2、No.14 の問 8、No.18 の問 11、No.19 の問 11-1 につきましては、就学前児童と同じ内容となっております。

No.20 の問 12 につきましては、小学校低学年時の利用状況と高学年の利用希望を把握する設問が必要とのご意見をいただき、問 12 と問 13 を再考し、問 12 は現状の把握、問 13 は利用希望の設問に修正しました。設問の整理において、問 12-1 及び問 12-2 は、利用状況の把握が可能であることから、削除しました。

なお、設問の整理において、選択肢の見直しと地域の子育て支援サービスの説明及び料金は別紙にとのご意見をいただき、別紙を作成し、放課後子ども教室、学童保育の説明などを掲載しております。また、八千代市で未実施の事業については削除とのご意見をいただき、放課後に利用できない状況である事業については、削除しました。

さらに、放課後の過ごし方について、学童保育の利用希望に関する設問が必要なのではないかとのご意見をいただき、問 14 として、学童保育を利用している方の土曜・日曜・祝日の利用希望の設問を、問 15 として、すべての方から長期休暇における学童保育の利用希望についての設問を設定しました。

中山会長：問 15 までで、何かご意見等があればお願いします。就学前と重なるところがあるかもしれませんが。

<発言を求める者無し>

中山会長：よろしいですか。では、続けてお願いします。

須藤副主幹：No.26 の問 16 につきましては、回答の選択肢に関するご意見などをいただき、「等」で対応いたしました。

回答の選択肢の 6 番に、新たに就学児童が利用可能な事業のニーズの把握のための選択肢をご提案いただきましたが、内容が生涯学習の分野となるため、ニーズ調査の中にすべてを網羅することは難しいと考え、これらの内容につきましては、自由記述においてご意見をいただきたいと考えております。

No.27 につきましては、就学前児童用と同様にやっちのイラストにコメントを追加いたしました。

No.29 の問 17 につきましては、就学児童用の調査であることから「平日の教育・保育を利用する方のみ」は必要ないのではとのご意見をいただき、この設問はすべての就学児童が対象となることを明確にするため、問 17 のタイトルから（平日の教育・保育を利用する方のみ）を削除し、設問文を修正しました。

No.30 の問 17-1、No.32 の問 18 につきましては、就学前児童調査票との整合を図っております。

No.33 の問 19、No.34 の問 20、No.35 の問 21、No.36 の問 21-1 につきましては、就学前児童の調査票と同じ内容となっております。

No.37 の問 22 につきましては、就学児童の調査において、あて名のお子さんが生まれたのは6年以上前なので設問を削除してはとのご意見をいただきましたが、この設問に対する多くのデータを収集したいため、原案のとおりとさせていただきます。

No.46 につきましては、就学前児童と同様に満足度について設問が必要とのご意見をいただき、問 23 を設定いたしました。

就学児童用調査票の修正案に関しましては、以上でございます。

中山会長：ありがとうございます。ご意見に対する修正をどのように図ってきたか詳しく説明がありましたけれども、これについて何かご意見やご質問等があればお願いします。

櫻井委員：どの項目にあてはまるのかわからないのですが、小学生の子を持つ親のニーズ調査が今回の目的であるのであれば、学童保育が定額で、定期的に通うというのが入所の原則だと思うのですが、実際、パートをしていたり、下の子がいたり、幼稚園の一時預かり的に学童を利用したいとよく耳にするのですが、それに関するニーズをカウントできる項目があったらありがたいと思うのですが。

中山会長：いかがですか。

須藤副主幹：学童の方の一時預かりにつきましては、現在、八千代市の方ではファミリー・サポート・センターの方で会員になっていただいで利用する形をとっているのですが、そういったニーズについては自由記述の中で対応したいと考えます。

櫻井委員：整理をすると、パートや下の子が幼稚園の用事で1日ないし2日預けたいという親は、ファミリー・サポート・センターに登録をして預かってもらうという方法のみになりますか。

須藤副主幹：現時点での手段としてはそうでございます。それ以外の要望等は、自由記述の中でいただけるように設定してあります。

藤澤委員：企業だとか、認可外でやっている学童保育には一時利用が可能なやり方もやっていますよね。今、おっしゃることは本当に大事なことで、市の学童保育の入所基準は、就労証明付きでなければならないし、待機児もいっぱい出ているし、非常に厳しいですよね。そのニーズをどのように補っていくのか。一時的な学童の預かりを含めた施設の整備の項目を入れた方がいいのではないのでしょうか。

河原主査：今の件につきましては、最後に「八千代市の子育て支援についてご意見がありましたらご自由にお書きください」という欄がありますので、そちらに書いていただけると考えております。

石田副会長：たぶん、書かないのではないかという危惧があるのではないですか。

櫻井委員：おそらく希望を出せば高い数字でニーズが出てくるのではないかと思います。

設問があった方が意見を取りやすいと思いますので、設問があればありがたいと思いました。

中山会長：1つは設問で回答可能かを検討する。もう1点は、八千代市の子育て支援に関して、こうあった方が良いといくつかの提案もありました。それが自由記述に書かれるようにする工夫する必要がありますね。提案として、しっかり受け止めたという欄が作られていることを知らせるということですよ。今の2つの視点で考えたらどうかと思います。

阿部委員：最後に、八千代市の子育て支援についてご意見がありましたらご自由にお書きくださいと言うと、ものすごく立派なこと書かなければいけないような気がします。もっと、自分の家のことで、こんな子育て支援があったらいいなというように、どんなことでも結構ですと、もう少し柔らかい文章にすると、自分の家のことが書ける気がしました。

中山会長：書きやすい問いかけというのは大事ですよ。それから最初の方に意見を書きますよと案内を示すことも1つの方法だと思います。今回の調査は量的なものを調査するものですが、同時に、今出た意見のようなことも、市として把握したいという目的もあるでしょうから、自由記述欄が大事だということは、委員それぞれが、確認のできることだと思います。

今のご意見については、先ほど私が言ったようなことでよろしいでしょうか。

回答欄を加えられそうな場合は検討しましょう。自由記述欄が書きやすいように工夫しましょうということで考えています。

それでは、このアンケートをどのように実施するか、実施時期等について説明してもらえますか。

須藤副主幹：今後のスケジュールにつきましては、1月6日（月）に住民基本台帳から無作為に抽出した就学前のお子様の保護者2,500人と、小学校1年生～4年生までのお子様の保護者1,500人に発送いたしまして、1月31日（金）までに回答を返送してもらうといった流れになっております。その後、委託業者の方で回答の集計、分析等を行いまして、3月に報告書という形でまとめて、3月に開催を予定しています第3回子ども・子育て会議にて、報告する予定としております。

中山会長：ありがとうございました。残りの時間が少なくなってきました。

八木委員：今のことでいいですか。プレ調査みたいなものはやらないのですか。例えば庁舎の中でも就学前児童をお持ちの方、就学児童をお持ちの方もいらっしゃる。担当課以外の方にやってもらって、ここはわからないなというものが出れば、それは抽出された方にも同じ反応が返ってくると思います。時間のない中ですが、それを防ぐために、庁内でプレ調査をやってみれば、この問題は難しいな

というものが出てくると思ったのですが。

中山会長：本番の調査の前に、委員がご指摘のようなものを計画されるかどうか。規模は
どうであれ、回答しやすいかどうかの把握としてということだと思いますが、
計画的にそういうものをするというのは通常かもしれませんが、時間的な問題
が1つありますよね。事務局はいかがでしょう。

松井課長：貴重なご意見ありがとうございます。基本的にはわかりやすい調査票で、十
分に内容を理解していただき、ご回答していただく。そして、いただいた意見
が十分計画に反映していけるような工夫はしていきたいと考えております。
プレ調査については対象人数、お時間の関係もありますことから、プレ調査と
いうことではなくても、何かしらの方法で、項目が十分整理できるような事務
作業を行いたいと思いますのでご理解のほどをお願いします。

中山会長：せっかくやりますから、良い調査にするというのは各委員共通していますよね。
そのあたりは事務局に任せていただくということで、ご了承願います。
まもなく閉会といたしますが、今日、様々にご発言いただいたことは、記録さ
れておりますので検討事項もごございますが、就学前児童、就学児童のアンケ
ー調査票ができました。ここで説明いただいたことを了解の上で進める必要が
ございますので、この場で確認をさせていただきたいのですね。最終的に微調
整がある前提の中で、本日検討いただいた中の調査票についてご確認させても
らいます。これで取りまとめたということで、よろしいでしょうか。

藤澤委員：よろしいでしょうか。今日、修正案をもらって今この場で見ているので、例え
ば、今週中とか、2、3日で結構です。意見聴取の期間をいただけないでし
ょうか。

中山会長：こういうことではどうでしょうか。基本的には大きな変更はないと私は思いま
す。ベースとなる調査票が本日ここでご承認いただいて、なおかつ、今のご意
見は、より良くしたいということだと思いますので、事務局へご連絡してい
ただいた後、そのことの取り扱いは事務局と私に任せていただく。その上でプレ
調査のようなものができれば行う。日程的には3月までに量的調査を終えて、
ある程度の方向性を示していくこととなりますから、良いものにすると同時に、
時間的にスケジュールも考えなくてはなりませんから、今のような対応でよろ
しいでしょうか。

<発言を求める者無し>

中山会長：よろしければ了解をいただいたということにします。
では、改めて、今の委員のご意見を含めまして、メール等で事務局にいただき
たいと思います。事務局として期限はどうでしょうか。

河原主査：期限の方は、明後日の19日（木）まででよろしいでしょうか。

中山会長：それでは、明後日の19日（木）までということをお願いします。

阿部委員：前回、回収率を高めるという話をしていましたが、前回の次世代育成の時は、就学児童は学校を通してという流れになっていたということですが、今回は無作為だからか両方とも郵送ですよね。学校の対応とか理由があると思うのですが、学校を通さないと回収率が下がる気がするのですけれど。

中山会長：今のご指摘のことは前回の会議での、大事な発言でしたよね。できるだけ多くの人の声を拾うということで、調査票の回収率を高めるために、広報活動をしっかりやろうということが出ていたと思います。さらに、広報のやり方について工夫するということが、事務局で検討していることは理解しています。今のご意見は、もっと高めるために何か考えているかということだと思っております。

須藤副主幹：広報やちよやホームページを通じまして、周知を図っていきたいと考えています。また、チラシを作成しております。保育園や幼稚園、また、子育て支援センター等にご協力いただき、チラシを配布したいと思います。地域の中で、目に入るような周知活動をしていきたくて考えております。

中山会長：いろいろな工夫があるかもしれませんが、その声も事務局まで届けていただくと実施できることは速やかにできると思いますので。全ての関係者が、できるだけ多くの市民の声を拾いたいという思いは一致している訳で、その方向性で動いていくことだと思っております。

確認は先ほどさせていただきましたので、本日予定した内容は全て終了しましたが、次回の会議日程について事務局よりお願いします。

河原主査：次回の会議予定になりますが、平成26年3月26日（水）を予定しております。

時間の方は、今回同様、9時30分を予定しておりますが、一ヶ月前くらいには会長より開催通知が送付されますので、ご確認をお願いいたします。

中山会長：では、長時間にわたり大変な議題でしたけれど、皆さんの協力により終えることができました。どうもありがとうございました。